

第2 消防機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
秩父消防本部・ 秩父消防署北分署・ 長瀬町消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防防災に関する広域的な施設及び設備の整備に関すること。 2 消防団の組織の整備に関すること。 3 救助及び救援施設、体制の整備に関すること。 4 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。 5 消防知識の啓発、普及に関すること。 6 火災発生時の消火活動に関すること。 7 被災者の救護、救出及び誘導に関すること。 8 被害に関する情報の収集・伝達及び被害調査に関すること。

第3 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整に努めるものとする。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
埼玉県	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する教育及び訓練に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 災害発生時における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関すること。 (6) 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、災害発生時における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関すること。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。

(4) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、原則県を通じて行うが、状況に応じて、町が直接派遣を要請する場合もあるため、自衛隊の派遣に必要な手続、連絡先、必要な書類、自衛隊の災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

(5) 他市町村との相互応援協力

町は、県境を越えた他市町村から応援を受けられるよう、県外の遠隔地の市町村との応援協定の締結に努める。

また、要請に必要な手続、連絡先、必要な書類、災害時の活動内容等を明確にし、迅速に派遣の要請ができるよう努める。

(6) 指定公共機関等との連携強化

ライフライン関係機関である指定公共機関等との連携が非常に重要となるため、日ごろから連絡や連携の強化に努める。

(7) 公共的団体との協力強化

町は、公共的団体に対して、応急活動等、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を強化する。

このため、公共的団体における防災組織を充実するための支援、指導を行い、相互の連絡を密にするように努める。

(8) 事業所との協力体制の確立

県は、災害時に地域と連携し、防災活動等を行う企業を登録する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」を実施しており、町は、これらの制度の普及に努める。

第2 防災活動拠点の整備

応急活動の中核拠点となる防災活動施設及び災害現場で応急活動を行う防災活動拠点の整備に努める。

また、地域の実情に応じて必要な広域的消防防災拠点及び設備を計画的に整備する。

第3 消防力の強化

町は、秩父消防本部と協力して火災に迅速に対応する対策計画を策定し、次のとおり活動体制の整備に努める。

1 消防体制の充実

(1) 消防職員及び消防団員の非常招集体制の確立

(2) 長瀬町消防団の育成

町は、長瀬町消防団の活性化に向けて、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層・女性層の団員の参加促進、機能別団員、分団制度の活用等長瀬町消防団の活性化とその育成を進める。

(3) 消防資機材の整備

秩父消防署北分署及び長瀬町消防団は、通常火災に対する資機材を整備しており、今後は、震災予防対策に有効な資機材の整備を進める。